



## ■電源調達調整費について

料金には、以下の通り定める燃料費調整額の加減と調達調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用するものとします。

### 1.燃料費調整

燃料費調整とは、その月の使用電力量に、電気供給約款別表8燃料費調整(1)に基づき算出される平均燃料価格に応じて以下に基づき算出される燃料費調整単価(以下「燃料費調整額」といいます。)(ただし、最低料金の設定があるご契約の場合、最低料金の燃料費調整額は、最低料金に適用される基準単価に基づき算出される燃料費調整単価といたします。また、この場合の電力量料金の燃料費調整額は、その月の使用電力量から最低料金に適用される電力量を差し引いたものに燃料費調整単価を適用して算定いたします。)を、その月の料金に加算または減算をする制度です。なお、管轄エリアごとの「基準燃料価格」「下限燃料価格」「上限燃料価格」「基準単価」は下表のとおりです。

No	平均燃料価格	燃料費調整単価の算出式	燃料費調整額の加減
1	「下限燃料価格」未満の場合	(「基準燃料価格」-「下限燃料価格」)×「基準単価」÷1,000	
2	「下限燃料価格」以上 「基準燃料価格」未満の場合	(「基準燃料価格」-「平均燃料価格」)×「基準単価」÷1,000	料金から燃料費調整額を減算します。
3	「基準燃料価格」を超える 「上限燃料価格」以下の場合	(「平均燃料価格」-「基準燃料価格」)×「基準単価」÷1,000	料金に燃料費調整額を加算します。
4	「上限燃料価格」を超える場合	(「上限燃料価格」-「基準燃料価格」)×「基準単価」÷1,000	

管轄エリア	基準燃料価格	下限燃料価格	上限燃料価格	(1)最低料金に適用される基準単価	(2)(1)以外の基準単価
北海道エリア	37,200円	18,600円	55,800円	-円	0.197円/kWh
東北エリア	31,400円	15,700円	47,100円	-円	0.221円/kWh
東京エリア	44,200円	22,100円	66,300円	-円	0.232円/kWh
中部エリア	45,900円	22,900円	68,900円	-円	0.233円/kWh
北陸エリア	21,900円	10,900円	32,900円	-円	0.161円/kWh
関西エリア	27,100円	13,500円	40,700円	2.475円 <sup>※1</sup>	0.165円/kWh
中国エリア	26,000円	13,000円	39,000円	3.680円 <sup>※2</sup>	0.245円/kWh
四国エリア	26,000円	13,000円	39,000円	2.156円 <sup>※3</sup>	0.196円/kWh
九州エリア	27,400円	13,700円	41,100円	-円	0.136円/kWh
沖縄エリア	25,100円	12,500円	37,700円	3.157円 <sup>※4</sup>	0.316円/kWh

※1 1契約につき最初の15キロワット時まで

※2 1契約につき最初の15キロワット時まで

※3 1契約につき最初の11キロワット時まで

※4 1契約につき最初の10キロワット時まで

2.調達調整費

調達調整費とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間における各地域のエアープライス平均値(以下「調達単価」といいます。)に応じて、当社が還元または追加請求を行う調整費(以下「調達調整費」)をいいます。なお、管轄エリアごとの「還元基準値」「追加請求基準値」は下表のとおりです。

No	調達単価	調達調整費
1	「還元基準値」未満の場合	下記により算定する調達調整費(還元)をお客様に還元いたします。 (還元基準値-調達単価)×使用電力量(kWh)×100%
2	「還元基準値」以上 「追加請求基準値」以下の場合	調達調整費は0円とします。
3	「追加請求基準値」を超える場合	下記により算定する調達調整費(請求)を料金に追加してお客様に請求いたします。 (調達単価-追加請求基準値)×使用電力量(kWh)×100%

管轄エリア	還元基準値	追加請求基準値
北海道エリア	7.00円/kWh	19.50円/kWh
東北エリア	6.50円/kWh	16.00円/kWh
東京エリア	5.50円/kWh	15.00円/kWh
中部エリア	2.50円/kWh	13.00円/kWh
北陸エリア	5.50円/kWh	16.00円/kWh
関西エリア	5.00円/kWh	15.50円/kWh
中国エリア	5.00円/kWh	15.50円/kWh
四国エリア	5.00円/kWh	15.50円/kWh
九州エリア	4.50円/kWh	15.00円/kWh

※還元基準値、追加請求基準値の金額は税込とします。

当社は、毎年4月1日時点において、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金(以下「対象電気料金」といいます。)に適用される調達調整費は、お客様の検針日が毎月1日の場合は、N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価に基づき、お客様の検針日が毎月1日以外の場合は、N+1月1日からN+1月末日までの期間において算定した調達単価に基づき、それぞれ算定されるものとします。

※対象電気料金に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

※当社は、当社の裁量により、調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、電気供給約款の定めに従い、事前にお客様に通知することで以下対応を行うことができるものとします。

調達調整費(還元):●調達調整費の還元を分割にて行うこと。

調達調整費(請求):●調達調整費の請求を分割にて行うこと。 ●上記に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

※供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額(以下「未履行調達調整費額」といいます。)を、上記の定めにかかわらず、最終の料金の請求時に一括して還元または請求いたします。なお、未履行調達調整額を還元する場合で、かつ未履行調達調整額が最終の料金の請求時の金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電気供給約款25(保証金)(7)(8)の定めを準用します。

※上記にかかわらず、供給開始日から3度目の検針日(なお、供給開始日と同日の検針日は1度目に数えません。)の前日までの期間において使用される電気の料金には、上記の調達調整費の適用を行わないものとします。

2.調達調整費

調達調整費とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間における各地域のエアープライス平均値(以下「調達単価」といいます。)に応じて、当社が還元または追加請求を行う調整費(以下「調達調整費」)をいいます。なお、管轄エリアごとの「還元基準値」「追加請求基準値」は下表のとおりです。

No	調達単価	調達調整費
1	「還元基準値」未満の場合	下記により算定する調達調整費(還元)をお客様に還元いたします。 (還元基準値-調達単価)×使用電力量(kWh)×100%
2	「還元基準値」以上 「追加請求基準値」以下の場合	調達調整費は0円とします。
3	「追加請求基準値」を超える場合	下記により算定する調達調整費(請求)を料金に追加してお客様に請求いたします。 (調達単価-追加請求基準値)×使用電力量(kWh)×100%

## 個人情報の取り扱いについて

当社にご提出いただいたお客様の個人情報[氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報(託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法)等]は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することができます。

また、当社および当社グループ会社(当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。)、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することができます。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客様の申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、ASPサービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。

**クーリング・オフに関するお知らせ** (法人のお客様および個人のお客様のうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客様は除きます。)

- お客様が訪問販売または電話勧説販売で契約された場合、申込書を当社受付窓口に送付いただいた日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客様が書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。
- この場合、
  - お客様は損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
  - すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
  - お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。  
名称:株式会社ハルエネ 受付窓口 住所:〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル3F